



交通安全情報No.71

ストップ・ザ・交通事故

令和8年1月16日

警察本部交通部

交通総合対策センター

自転車の歩道通行と交通ルール(歩行者の安全確保) ～自転車の交通違反に青切符～

○ 普通自転車の歩道通行について

普通自転車は、「車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者優先」ですが、歩道を通行できる場合は…

※自転車安全利用五則



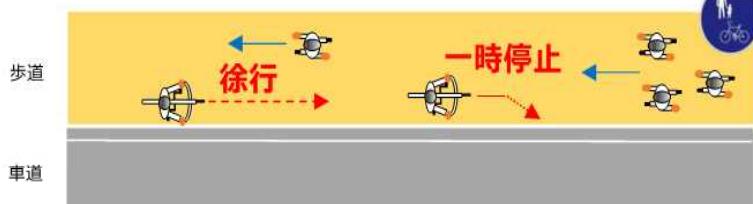
- ◇ 歩道に「普通自転車通行可」の標識・表示があるとき
- ◇ 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転しているとき
- ◇ 安全に通行するためにやむを得ないとき
 - ・ 道路工事をしている
 - ・ 駐車車両が多い
 - ・ 交通量が多い
 - ・ 道路幅員が狭いなど



○ 歩道通行時のルール(※必ず守ること)

歩道通行が許されている場合…

- ◇ 歩道の車道寄り部分を通行する
- ◇ すぐに停止できる速度(徐行)で走行する
- ◇ 歩行者の通行を妨げる場合は一時停止する



を必ず実践し、歩行者等の安全を確保してください！

○ 歩道通行の違反について

単に歩道を通行しているといった違反については、これまでと同様に、通常「指導警告」が行われ、基本的に取締りの対象となることはありませんが、違反態様が悪質・危険な場合(①②)は検挙の対象となります！

- ① 違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
- ② 警察官から違反であることについて指導警告を受けたにもかかわらず、あえて違反を行ったとき



- ① スピードを出して歩道を通行したため、歩行者を立ち止まらせるなど、危険を及ぼした

- ② 警察官から指導警告を受けたにもかかわらず、それに従わないで歩道通行を継続した

自転車の交通ルールをもっと知りたい方は「自転車ルールブック」を見て下さい。

自転車ルールブック

検索